

特別企画 2

のれんに関する FASB の ラウンドテーブル会議

かわにし やすのぶ
ASBJ 副委員長 川西 安喜

はじめに

米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2019 年 7 月 9 日、コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」(以下「ITC」という。)を公表し、企業結合において取得した特定の識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関して関係者の意見を求めた。コメントは 2019 年 10 月 7 日に締め切られ、100 通を超えるコメントが寄せられた。

ITC の質問の中には、関係者からのフィードバックを補足するための公開のラウンドテーブル会議に参加することを希望するか、というものも含まれていた。企業会計基準委員会 (ASBJ) では、ITC に対してコメントを提出¹し、その中でラウンドテーブルに参加することを希望する旨、回答した。その後、FASB から連絡があり、筆者はオブザーバーとして午前と午後の両方のセッションに出席する機会が与えられた。

本稿では、このラウンドテーブル会議の様子を紹介する。なお、本稿の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

参加者

参加者は、次頁の【図表】のとおりであった。

議論されたトピック

ラウンドテーブルでは、午前・午後のそれぞれのセッションで次のトピックについて一通り議論された。

- トピック A：現行の会計基準のもとでの現行の実務
- トピック B：さらにコストを削減するための潜在的な方法
- トピック C：選択制と比較可能性
- トピック D：情報の有用性を向上させるための潜在的な方法
- トピック E：無形資産の識別可能性テスト

なお、本稿では午前・午後のセッションの議論をまとめてトピックごとに紹介する。

1 ASBJ からのコメント・レターの和訳については、<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20191011.pdf> を参照のこと。

【図表】参加者一覧（敬称略）

午前のセッション	午後のセッション
[利用者] Ron Graziano (Credit Suisse) Sandra Peters (CFA Institute) Benett Stewart (ISS EVA)	[利用者] Todd Castagno (Morgan Stanley) Tom Hillman (Credit Suisse)
[監査人] Josh Forgione (EY) Angela Newell (BDO) Andreas Ohl (PwC)	[監査人] Nick Burgmeier (KPMG) Dominick Kerr (Connor Group) Michael Morrissey (Deloitte & Touche LLP) Doug Reynolds (Grant Thornton)
[鑑定専門家] Steve Choi (RICS) Greg Franceschi (Duff & Phelps)	[鑑定専門家] Dimitri Drone (Houlihan Lokey Financial Advisors) PJ Patel (Valuation Resource Corporation)
[作成者] John Kratschmer (LSC Communications) Nancy Reed (US Concrete, Inc.) Kevin Spataro (The Allstate Corporation)	[作成者] Chris Ackerlund (Bank of America) Ryan Bergstrom (Zions Bancorporation) Kevin McKay (Pfizer)
[学者] Nerissa Brown (University of Illinois)	[学者] Dan Wangerin (Wisconsin School of Business)
午前・午後共通	
[会計基準設定主体、規制当局等] 川西 安喜 (ASBJ) Mary Tokar (IASB) Megan Zietsman (PCAOB) Kevin Vaughn (SEC)	[FASB] Russ Golden Shayne Kuhaneck Jim Kroeker Jeffrey Mechanick Christine Botosan Chandy Smith Gary Buesser Joy Sy Sue Cospers David Yates Marsha Hunt Kelly Garrett Hal Schroeder Emma Lazar

トピック A：現行の会計基準のもとでの現行の実務

① 現行の会計基準のもとで提供される情報の有用性

トピック A では、現行の会計基準のもとで提供される情報の有用性について議論された。主な意見は次のとおり。

- キャッシュ・フローに関心があるため、のれんの減損損失は足し戻している。また、初期

投資額に対するリターンに関心があるため、のれんの減損損失累計額はのれんの残高に足し戻している。（複数の利用者、複数の鑑定専門家）

- 企業結合後 2 年から 3 年で認識する減損損失と、企業結合後 6 年から 10 年で認識する減損損失とでは有用性が異なるのではないか。（作成者）
➤ 永続する資産は存在しないと考えているた

め、有用性に違いはあると思う。(利用者)
 ▶古い企業結合から生じる減損損失はわかりにくいと直感している。(利用者)

- 過去 15 年間で十分にキャッシュ・フローを回収している場合に、16 年目に減損損失を認識することは、企業結合の失敗を表しているといえるのか。(FASB)
- ▶企業結合の失敗ではないかもしれないが、減損損失に関する情報には価値がある。(利用者)
- 減損損失に関する情報は企業との対話のきっかけとなるため有用である。(利用者、鑑定専門家)
- ▶経営者が交代すると減損損失が認識される傾向がある。(利用者)

② 減損の判定単位

続いて、現行の米国基準が減損の判定単位として報告単位²を用いていることについて議論された。主な意見は次のとおり。

- 減損の判定単位を報告単位から事業セグメントに変更することにより、判定単位が大きくなり、コストの削減になる。(複数の作成者、監査人)
- 長期的にみれば、減損の判定単位を大きくすることに問題はない。企業結合後 5 年ほどは個別に企業結合を分析するものの、その後は個別に分析しても意味がない。(鑑定専門家)
- 減損の判定単位を大きくすることによって、いわゆるシールドディング効果³が生じるため、減損損失は出にくくなり、個々の企業結合の成果がますますわかりにくくなる。(多くの参加者)
- ▶減損の判定単位を報告単位から事業セグメ

ントに変更したとしても、事業セグメントが数多く報告されていない現状では、連結グループ全体に変更することと変わらない可能性がある。(FASB)

- 現状では減損の判定単位についての開示がなく、外部から判定単位について理解することは困難である。(複数の利用者)

③ 残るコスト

FASB ではこれまでに、コストを削減するため、ステップ 0 と呼ばれる定性的な分析を行うことを選択することを容認し、また、ステップ 2 と呼ばれる疑似的な取得価格の配分計算を廃止している。これらのコスト削減策を実施したうでも未だ残っているコストとしてどのようなものがあるのかについて議論された。主な意見は次のとおり。

- ステップ 0 により明らかに帳簿価額を超える価値を有している場合に詳細な計算が不要となり、コストが削減できた。(作成者)
- 公開企業は監査を通すのが困難であるため、ステップ 0 を使わない傾向が強いのに対し、非公開企業はステップ 0 を使うことに抵抗がない傾向が強い。(監査人)
- ステップ 0 については、後になって違っていたことが指摘されるリスクがあるため、採用している企業が少ない。ステップ 0 とステップ 1 の中間的な方法として、マルチプルをみてトリガーの 1 つとみなすのがよいのではないか。(鑑定専門家)
- ステップ 0 とステップ 1 について、外部の専門家に頼らず、自社で計算するようにした結果、コストは削減できたが、ステップ 0 に関する監査時間が増加した一方で、ステップ 1

2 報告単位 (reporting unit) とは、事業セグメント (operating segment) 又はこれよりも一段階低いもの (構成単位) をいう。

3 シールドディング効果とは、減損の判定単位に含まれる他の要素によって、特定の要素に潜在的に発生している減損が覆い隠される効果をいう。

に関する監査時間が減少した。(作成者)

- ステップ0は使っておらず、ステップ1にあたるキャッシュ・フローを見積っているが、通常予算が将来3年分見積っているのに対し、のれんの減損テストでは将来10年分見積っているため、追加的なコストがかかる。(作成者)
- ステップ2の廃止はコスト削減につながった。(鑑定専門家)

トピックB：さらにコストを削減するための潜在的な方法

① のれんの償却の是非

トピックBでは、さらにコストを削減するための潜在的な方法について議論され、代替案の1つとしてののれんの償却(減損も行うことが前提とされている。)を追求する可能性について議論された。主な意見は次のとおり。

- 永続する資産は存在せず、古い企業結合の結果として認識された資産を処理する必要があるため、のれんの償却は有用である。(利用者)
- 償却年数の決定は困難であり、每期、償却年数を見直すことを要求した場合には、監査コストを含めたコストが増加し、利用者が現行の会計処理に慣れている以上、償却の再導入のハードルは高いのではないかと。(利用者)
- のれんはさまざまな要素によって構成されているため、どの要素を重視するかによって結論が変わり得るものの、総合的に判断して、償却することが最も有用な情報を提供すると結論に至った。企業結合後5年を経過したのれんの残高の価値は株価との関係がみられないとの学術研究がある。(学者)
- 最近の学術研究では、のれんの減損損失が適

時に認識されていないことが示されており、10年程度の短い期間でのれんを償却すれば説明力が高まることを示唆されている。このことは、のれんが、価値が減耗する資産(wasting asset)であり、その耐用年数は長くないことを示唆している。(学者)

- ほぼすべての企業がのれんの償却費を控除した non-GAAP 指標を公表する可能性が高い場合に、のれんを償却することに意味があるのか。(利用者)
 - 現在でも、ほぼすべての企業がのれんの減損損失を控除した non-GAAP 指標を公表しているのではないかと。(FASB)

② のれんを償却する場合の償却年数

- のれんを償却する場合の償却年数について、会計基準設定主体が一律に決めるのではなく、企業が決定すべきである。その理由として、選択した年数に関する情報が有用である。(複数の利用者と複数の監査人)
 - 経営者が償却年数を見積る際に、被取得企業の識別可能な資産の耐用年数を参考にするのはではないかと。(複数の監査人)
 - この考え方は、資産グループの取得の会計処理⁴と整合するはずである。(監査人)
 - 被取得企業の識別可能な資産の耐用年数をもとに償却年数を決めることは適切ではない。(利用者、監査人)
- 日本基準においては一貫してのれんが償却されており、経営者の見積りに基づき、20年を超えない期間を償却年数としている。また、日本基準に基づく償却年数に関する開示例の分析においては、半数超の企業が償却年数として10年以下を選択し、約3分の1の企業が償却年数として上限である20年を選

4 資産グループを取得した場合、資産グループを構成する個々の資産の公正価値に基づき対価を按分し、のれんを認識しない。

択した。(ASBJ)

- 一律の償却年数は最もコストがかからない。(監査人)
- 経営者の見積りによって償却年数を決める場合には、コストがかかる。(監査人、複数の作成者)
 - 一律の年数として、10年から15年を支持する。(作成者)
 - 一律の償却期間を設定して、反証可能とするのがよい。(作成者)
- 一律の償却年数といっても、業種ごとに適切な年数が違うのではないか。経営者の見積りによったうえで、上限と下限を設けるのがよい。時間がたてば業種ごとの標準値も決まってくるのではないか。(監査人)
- のれんを償却する場合の償却年数は10年以上に設定すべきである。(利用者)
- 10年又はそれよりも短い償却年数とした場合、10年以外の年数を選択することができないのではないか。(FASB)
- のれんを償却することによる情報価値はないため、償却するのであれば即時償却すべきである。(鑑定専門家)
- のれんを償却する場合、耐用年数を確定できない無形資産の償却との関係を整理する必要がある。(複数の監査人)

③ のれんを償却する場合の減損テストの頻度

- のれんを償却する場合の減損テストの頻度について、参加者の多くは、少なくとも年に1回の減損テスト(年次の減損テスト)を要求する必要はなく、トリガーとなる事象が発生した場合にのみ実質する減損テスト(トリガーに基づく減損テスト)を要求すればよいのではないか。(多くの参加者)
- トリガーに基づく減損テストは有形固定資産の減損テストと整合している。(監査人)
- 企業結合直後と数年経過後とではのれんの減

損損失の性質が異なるため、例えば、当初の3年間は年次の減損テストを要求し、その後はトリガーに基づく減損テストを要求するのがよいのではないか。(鑑定専門家)

トピック C：選択制と比較可能性

① 公開企業間の比較可能性

- 公開企業に選択制を認めることについては、参加者の誰からも支持がなかった。
- 選択制を認めた場合、業種ごとに償却と非償却で意見が分かれるか。(FASB)
 - その業種のリーダーを真似する形で傾向が出るのではないか。(利用者)
 - 同じ業種から参加していた作成者の2人は償却と非償却で意見が分かれていた。

② 米国基準と IFRS の比較可能性

- のれんの事後の会計処理が共通化されなければ、企業買収のあり方が大きく変わってしまう可能性がある。具体的には、1株当たり利益(EPS)がマイナスであれば企業買収は通常、行われませんが、のれんを償却することにより、EPSがマイナスになってしまう企業が出る。(監査人)
- 国際的な比較可能性は重要である。(監査人)
- 日本企業には米国だけでなく、IFRSを適用する国にも子会社を有している場合がある。世界中の会計処理が共通化され、国際的な比較可能性が担保されることを日本の関係者は望んでいる。(ASBJ)
- のれんの減損の会計処理は国際会計基準審議会(IASB)とFASBの基準で完全に同じではないものの、同じような論点をIASBでも議論しており、ディスカッション・ペーパーを2020年の第1四半期に公表する予定である。(IASB)

③ 公開企業と非公開企業間の比較可能性

- 投資は公開企業と非公開企業を区別せずに行っており、会計処理が整合していることが望ましい。(作成者)
- 公開企業と非公開企業で使用する企業価値評価モデルは異ならない。(利用者)
- 非公開企業に認めている選択制を公開企業に認めようとしていることに違和感がある。非公開企業に選択制を認めることとした理由が通用しない非公開企業が数多くある。(利用者)
- 規模が大きい非公開企業は、非公開企業に認められている、のれんを償却する選択肢を採用していない。(監査人)
- 株式公開 (IPO) を考えている非公開企業はいずれ公開企業に要求される会計処理を行うことになるため、非公開企業に認められている選択肢は採用しないよう指導している。IPO を考えていない非公開企業は非公開企業に認められている選択肢を積極的に採用している。(監査人)

トピック D：情報の有用性を向上させるための潜在的な方法

- 個別の企業結合に関する情報は、企業結合をした年には開示できるものの、取得企業と被取得企業の統合が進めば進むほど、開示することが困難になる。(監査人)
- 企業結合は特定の無形資産を取得することを意図して行うことがほとんどであるため、その無形資産について開示することが有用である。(作成者)
- トリガーとなる事象が発生したものの、結果的に減損損失を認識しなかった場合の開示は有用か。(FASB)
 - 最終的に減損損失を認識しなかったのであればそれを開示する意味が乏しいのではないか。(作成者)

- 作業が多い割に便益は少ないとの意見が多い。(監査人)
- そのような情報はすでに経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A) において開示されており、財務諸表において開示することに意味がない。(作成者)
- 情報が提供されるのが財務諸表内であるのか財務諸表外であるのかは関係がない。(利用者)
- のれんを償却する場合、のれんの取得価額と償却・減損損失累計額に関する情報が有用である。また、当初の償却年数と残存年数に関する情報も有用である。(利用者)

トピック E：無形資産の識別可能性テスト

- 無形資産の鑑定の実務は確立されており、特に問題ない。(鑑定専門家)
- 自己創設無形資産と買入無形資産の会計処理の違いが非常に大きく、比較できないことが問題である。自己創設無形資産に対する支出に関する情報を整理すべきではないか。(利用者)
- 競業避止契約は重要性がない場合が多く、通常、認識していない。(監査人)
- 分析上、顧客関連無形資産はのれんと同様に扱っている。(利用者)
- 顧客関連無形資産とのれんのマルチプルが同じであるのに対し、仕掛研究開発費 (IPR&D) のマルチプルはこれらの資産のマルチプルよりも高い。(学者)

おわりに

今回のラウンドテーブルでは、現行の会計処理 (のれんの非償却) の問題点と、のれんの償却を再導入する場合に考慮すべき点について関係者の意見を聞くことが目的とされたため、参

加者の多くはのれんの償却を支持していた。しかし、ITC に寄せられたコメントでは、償却の再導入について賛否両論の意見が聞かれている。ラウンドテーブルの議論を受け、今後、のれんの事後の会計処理に関して本格的に議論が行われることが予想される。状況を注視していきたい。

筆者は、オブザーバーとして午前・午後のセッションに参加させていただき、それぞれのセッションで発言する機会をいただいた。参加を認めていただいた FASB に感謝するとともに、ラウンドテーブルへの参加がのれんの償却の再導入に向けた一助となることを願っている。

